

## NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務仕様書

1 業務名 NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務

2 委託期間 契約締結の日から令和5年3月13日

### 3 業務の内容

「NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務」は、県と受託者が協働して事業を実施することにより、岩手県内における東日本大震災津波の復興・被災者支援をはじめとした社会課題の解決に取り組むNPO法人等（以下「県内NPO等」という。）の運営基盤を強化するため、以下の交流会を行うもの。

#### (1) 県内NPO等と県内企業等との交流会（「岩手交流会」）

岩手県内の企業及び事業者（以下「県内企業等」という。）と、県内NPO等が、互いの経験・知識を基に、県内各地における社会課題の解決のためにディスカッションを行う交流会を開催すること。

#### (2) 県内NPO等と県外企業等との交流会（「マッチング交流会」）

首都圏をはじめとする県外に所在する企業及び法人等（非営利活動法人を含む。以下、「県外企業等」という。）と、復興支援をはじめとする活動を行っている県内NPO等が、これまで取り組んできた社会貢献活動を互いに紹介することにより、県内NPO等と、県外企業等との連携・協働・共創の取組を促進する交流会を開催すること。

なお、本事業は、国の「NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興支援事業交付金」を活用して実施するものである。

### 4 実施体制等

#### (1) 受託者の実施体制

業務の管理責任者を1名配置すること。

また、業務について県との連絡調整を行う担当者を1名配置すること。

#### (2) 県の役割

県は、県の広報媒体を活用し、事業の広報・周知を行う。

### 5 業務の仕様

#### (1) 県内NPO等と県内企業等との交流会（「岩手交流会」）

ア 交流会は、2回以上開催すること。なお、会場は岩手県内とすること。

イ 交流会は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を講じた上で実施すること。新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況により、オンラインを活用した実施方法についても検討すること。

ウ 参加する県内NPO等は、15団体以上となるよう努めること。

エ 参加する県内企業等は、参加する県内NPO等と同数程度とすること。

オ 交流会では、県内企業等、県内NPO等の両者がCSV活動について学ぶ機会を設けること。

カ 交流会では、グループによるディスカッションを実施すること。ディスカッションのテーマは、CSV活動、SDGs目標の達成、異業種との協働による事業拡大など、県内企業等と県内NPO等に共通する課題を県と協議の上で設定すること。なお、テーマについては、食品ロスの削減に向けた取組に係るものを少なくとも1つ以上設定すること。

キ テーマの設定に当たっては、行政、県内NPO等、企業等へヒアリングを行うこと。

ク 各種関係機関及び団体等のネットワークを活用し、新規参加者の開拓に努めること。

(2) 県内NPO等と県外企業との交流会（「マッチング交流会」）

ア 交流会は、新しい生活様式に対応した開催方法を検討すること。

イ 交流会に参加する県内NPO等は、復興・被災者支援の活動を行ったことがある団体を対象とし、15団体以上となるよう努めること。

ウ 交流会に参加する県外企業等は、参加する県内NPO等と同数以上となるよう努めること。

エ 各種関係機関及び団体等のネットワークを活用し、新規参加者の開拓に努めること。

オ 交流会への参加を希望する県内NPO等に対し、(1)の交流会にも参加することを勧奨すること。

カ 交流会に参加する県内NPO等と県外企業等が、円滑なコミュニケーションを図ることができるように、十分なサポートを行うこと。

(3) フォローアップの実施

交流会に参加した県内NPO等に対し、交流会後のフォローアップを行うとともに、マッチングの成果について報告すること。

(4) アンケートの実施

上記(1)、(2)の交流会後には、速やかにそれぞれの交流会参加者にアンケートを実施し、参加者の満足度やニーズ等を把握の上、本事業の成果・効果について県に報告すること。

また、アンケートは当日参加した者の7割以上から回収するよう努めること。

(5) 実施スケジュール

契約締結後は、関係機関との協議等を速やかに行い、事業計画書（任意様式）を提出すること。

また、交流会は、概ね令和4年11月から令和5年2月までの間に開催すること

## 6 業務完了期限

令和5年3月13日